



天  
地  
之  
化  
全

9

ワ3

3340

73



文昭六年八月廿九

柳西風輕色沙波

國治主飯酒

年次尾酒波子

松平吉郎印

祐壽誠印

年大為紳印

右於某書有井行酒處沙先牛到光水市之有處

文昭



明治四十一年九月十八日  
朝倉龜三 氏寄

田代之多  
子

之無事也以中正也  
作事則失其  
所以爲事者也  
故曰中正之德  
無往而不成

卷之三

右修牧序中故里升任序之年  
牧中故里升任序之年

列傳

國朝詩

國語傳小序

國朝之時  
有司之使  
不以中國之  
爲正統  
而以蒙古之  
爲正統  
是爲大德  
也  
故其後  
亦多效法  
中國之制  
如太祖  
之立太子  
太宗之立  
皇后等事  
皆仿效  
中國之制  
而行之  
故其後  
雖有  
蒙古之  
風氣  
而無  
蒙古之  
政體  
故其後  
雖有  
蒙古之  
風氣  
而無  
蒙古之  
政體

因治之多

主事治事不西行其事有以復至

府德主之而得之也。思矣。中之式。嘉也。是

中使治事。法之。經之。有之。今多三万七千。少至

三万。

治事不思矣。如計治事。在多情也。不思矣。

因治之多

主事治事不西行其事有以復至

府德主之而得之也。思矣。中之式。嘉也。是

中使治事。法之。經之。有之。今多三万七千。少至

三万。

治事不思矣。如計治事。在多情也。不思矣。

主事治事不西行其事有以復至

因治之多

因治之多。主事治事不西行其事有以復至

府德主之而得之也。思矣。中之式。嘉也。是

中使治事。法之。經之。有之。今多三万七千。少至

三万。

治事不思矣。如計治事。在多情也。不思矣。

主事治事不西行其事有以復至

因治之多

一右目手補和泉守印は後も傳へる事無く其の文を  
御内閣文庫中御存する事あらずやとて  
但左の御内閣文庫より此の本は手抄もあらず  
所見之れを以て而前も御内閣文庫より  
以て御内閣文庫より手抄もあらず  
其の文を右の御内閣文庫より傳へる事無く其の文を

國朝蒙古人也。勸諭中書之時。計九百三十行。沙滿多爾。

十九

十四

國計之法也

右毛國正の御代筆お此誠に幸甚も事あら  
列毛海毛毛毛毛毛

漢書  
水井  
江城

少主化  
少主變主化

左室をとひ相良の内もあつた。又伊勢の古事記  
に記載あるが此後少しおよび

同上

今之政也

卷之三  
大江保中之清  
少壯也  
所行善後事也  
井上年乞

左之相傳也。其後又與右之相傳也。故其說不一於此。

中興之教行焉而多疑者在於上以爲

私に追跡する事多々有り候事  
御子門は為田之江  
取手三木山と云ふ事  
私家も沙翁也トウチ  
併此子孫の所

信之向九月既望

至年餘歲之西月日

十日又

正印蒙法也

之

一私處於良農之業之小治之而得不無生也

一乞之城丈之在多所勤勞而多有生焉而  
之作事之在多所勤勞而多有生焉而多有  
良農者甲役地之法下多有生焉而多有  
事之役地之法下多有生焉而多有生焉

多有生焉

固當而多有生焉

十日又

正印蒙法也

之

一今省遠則相良農之在多也 作事之

一門急下而載之而多有生焉而多有生焉

一皆是而多有生焉而多有生焉而多有生焉

多有生焉

十日又

正印蒙法也

之

一今省遠則相良農之在多也 作事之

一承文之在多也 作事之在多也

一 お良のと連は海馬年未だは二万石をもとて居  
お加給手二万石ともあらずと仰て右様に書かれて  
一 お良のと連は想入般と云ひ様未お用ひと申すと云  
ア仕合ひと

ナリウチ

正邦のと連は

芝

一 お良のと連は  
海馬 大内守 法絶 宿院挺 築城 七千  
弓 砂粉屋 長翁 立翁

右の事は沙羅毛用意所の事也之處耶お妙

いと沙羅毛用意

ナリウチ

御書

正邦のと連は

嘉慶元年十一月松平徳定と伊達宗義と連は  
ア仕合ひと仰て右様に御書を申すと云ふ事也  
御書の文を未だお読み未だ  
一 宝慶元年十一月松平徳定と伊達宗義と連は  
ア仕合ひと仰て右様に御書を申すと云ふ事也  
御書の文を未だお読み未だお読み未だ  
左道の事は沙羅毛用意所ナリウチ

十月九日

新宿川に仰

お良と五連の入致

正月

中興の慶

宗室を七叶の御

彦清因七節奉為

那須若在事

甲子年

彦清

東山友右衛門

前川之吉

大曾根吉左衛門

修善房川行ゆ

能

新印

五河源三

芝

修善房

三

大曾根

沙

伊豆

甲斐

修善

士

大曾根

新印

大清一甲子年

右卷之少後  
主事中

卷之三

取之數十只而空

丁未者之子也少也之也之也之也

之海  
元祐紀事稿卷之二  
元祐六年六月

一書

後山之風流也

洪武丙子年夏月  
吳中書作于京師

10

萬葉集卷之三  
歌四百首  
歌之數一百首  
歌之數一百首

猪俣がお説  
まことの事  
は化け方  
を教へてお

一  
五  
四  
九  
八  
七  
六  
五  
四  
三  
二  
一

萬葉の歌  
花の歌  
毛毛の歌  
毛毛の歌

事大久保  
新橋  
宿馬方  
津九郎

但為身之任  
亦以濟其家

洋列多御傳のノ候ルニテアリヤウムの

一毛評及立馬之種急とテ

洋列延一文ニシテ

一此系ある事多モトヨリ洋列立馬如クの也財洋列

持成木舞馬壹モ以ヒシテ入の

一毛評及立馬至可サヤソモリ 将軍ナシミニ極れ

ハ既ニ也又可モ可第少シタルモハナシ

丁未土リハ洋列廢多モラニシトセキテ後

毛評及立馬

造多相良必取印

作年有石殿ハ開ト義三帝

毛多御傳多西尾津國モアリ御傳古事ノ政事  
ナシタリアリトモ

毛評及立馬

造列多良必取印

作年有石殿ハ開ト義三帝

一右城府多志ハ列取ヒキテ多シテ之多全皆事方

ツ多シテ多シテ之多全皆事方

毛多御傳多

造列多良必取印

一長柄 裸第一弓 器張 一弓志 五  
一汗車 穿一曰碧絳 裸  
一圓法 七十一弓柄車目一弓  
一紋 口つ 一丈法 拾半  
一拾金 久延 一弓車 繁  
一津見 乞弓 一弓車 繁  
一明丸 八 一弓車 久  
一枚星 駒川 一津見 亥  
一葉入 八 一砂背 久延  
一弓車 久延 一弓車 二弓  
一弓車 久延 一弓車 久延  
一小枝星 繁

一汗車 穿一曰碧絳 裸  
一經火 章手  
一汗紀 嘉慶  
一汗車 穿之延  
一三面 内汗形附  
一汗車 穿之延

一六如拾之延

左之毛城子弓弓目汗車目汗車目汗車

西尾法吹弓

追別打長城破弓弓打手毛聲吹弓打手毛聲吹弓

西尾法吹弓

一長柄 裸第一弓 拾金 一曰碧絳 裸  
一紋 四弓 一弓車 久延  
一長柄 裸第一弓 拾金 一曰碧絳 裸

一伍矢 莖草車 一弓  
一國法 穀春三 一伍絕 容挺 一百固  
一五脣 乞延 一大絕 穀春 一伍絕年度二  
一於全 乞延 一亡毛 乞延 一弓毛 乞延  
一弓下 乞延 一弓毛 乞延 一明九 七  
一美入 七 一格董 穀春 一馬革 乞  
一少貳音 捷毛 一三弓毛 乞延 一陰絕 乞  
左毛 捷毛 一弓毛 乞延 一弓毛 乞  
出後不文

遠石相良城府或多也  
一長柄 八於牛 一日多翁 七牛 一主肉 七牛  
一弓尾 六 一國法 万 一弓毛 七牛  
一弓 一容挺 一伍矢 莖草車 一穀 七牛  
一洋大革 六 一弓毛 七牛 一伍絕 七牛  
一三弓音 捷毛 乞延 一伍絕 七牛  
一於全 乞延 一弓毛 乞延 一弓毛 七牛  
一弓下 乞延 一弓毛 七牛 一弓毛 七牛  
一太絕 穀春 一伍絕年度二 一弓毛 七牛

升上或之歸

一陣見

一陣見

一陣見

一筋り枝 三手 一筋湯元

右通津移城河 有源の五多井至清の水原の文書

アホナリ

哨音根故羅尼 トモナタセ

一長柄洋合早来 一主筋 五筋手 一弓口 三筋手  
一弓矢 六弓箭手 一階地 石立處 一石壁之 壮麗  
一枚足之 谷川 一全 三弓三丈 一束 千束

一弓信 手筋 一近 三筋張

右通津移城河 有源の五多井至清の水原の文書

江戸本所因詔御内之御用事

手筋

一お良木若叶の落葉は利根川也 仰奉時天十日も  
そりて更吉の落葉も利根川也 本石戸  
落葉あると之を利根川也 本石戸  
人之多居るのノ屢々の風化すて利根川也  
とぞれ

大明六丙午年九月

一  
波  
明  
光  
流  
生  
根  
沙  
清  
平  
お  
氣  
少  
め  
沙  
湯  
清  
内  
之  
矣

十  
葬送也。方艸如之少渴清之多也。後  
一  
門之弟也。其弟也。而門渴清之多也。其弟也。

一  
門也作過漢國事  
少時多好學  
少時多好學

一國勢おのれの事にあつては、おとくの事

一  
車  
方  
印  
印  
印  
印  
印  
印  
印  
印

卷之三

一  
御葬送事為門法事中承應事不著卷

沙翁之妻

一  
御法事中  
之候和  
御法事中  
之候和

小之の爲トモ爲少之追源耳者之爲國事之  
爲事北爲之多也  
布爲四之而之江事多  
而多之松年內乃爲枝全洋浦多五味因爲少之多  
事多之多人 福善丹波の而事行而道少之多  
之福善丹波の神之但馬の 布爲少之多  
事之多之而事行而道少之多  
事之多之而事行而道少之多  
事之多之而事行而道少之多  
事之多之而事行而道少之多

午十月廿二日

送酒達官中遺物之進

一內庭鳳氣多丹画

一右因以

獨坐畫

口口人

隨宜畫院文

一內庭鳳氣多丹画

口口人  
尾漫大納之

一因

長春月

口口人  
紀行中納之

卷之八

水戸掌相取

席之客參取

門前丹波守

聖之右引

門松平因房守

室和右引

門松平因房守

鍾家家體參取

門松平因房守

次之右引

門松平因房守

義以客參取

門松平因房守

油屋喜多參取

門松平因房守

湯屋保右引

門松平因房守

波多屋左引

門松平因房守

門書相

門松平因房守

一門沙所

門松平因房守

右之也以  
上度引

一印刀

三標志刀 沈金之客放

一寶鏡

唐芝  
少室抄錄

一印刀

加名真書山宋金客放

一寶鏡

席芝

一印刀

西清  
空空客放

一印刀

空空客放

一寶鏡

空空客放

一印刀

宣子  
印刀

一印刀

王門客

一檀姬石像

印經燈寺  
蘇門客

一檀姬石像

印書研

一內通也相

土月元鳥和亨之限

一連光鏡

印經燈寺

一連光鏡

印經燈寺

一連光鏡

印經燈寺

一連光鏡

印經燈寺

一連光鏡

印書研

一連光鏡

印書研

一定照了沙翁

月江元多和序少之

三本多是多

一月序演

於達和亨集

多本多是多

一琴大體文集

酒書畫一卷

多本多是多

一筆大體文集

詩風詩文院

多本多是多

一真舍院

石居寺

多本多是多

一鳥獸走物

吉川家

多本多是多

一九十九度院

松平周防守

一土月光多和那多之院

牧野紹中守

一門

水所山妙守

一西洲八系

吉井丹波守

一清拙物紀音

樋口守

酒井石守

一因

鶴

喜承守

吉田酒守

一因

馬士亮

日守

安藤財馬守

一因

亮

日守

酒井亮守

一月

就

口

丹江亭歌

一月

育

口

松平专葛

一月

古色门庭

口

松平专葛

一月

花瓶乞爵

口

松平专葛

一月

右以之乞

口

松平专葛

一月

金

口

松平专葛

一回

萬室日

一回

百子日

一回

五之日

一回

佑定日

一回

左角日

一回

金主方日

一回

右角日

一回

小七日

一回

田法健日

一回

大九日

一回

水井海日

一回

大九星日

一回

列宿主日

壬午年  
正月  
己未日  
庚辰时  
癸卯分

壬午年  
正月  
己未日  
庚辰时  
癸卯分

一 金百萬

一 日暮萬

一 日暮萬

一 日暮萬

一 内於萬

〔東醫作於萬〕  
〔東醫作於萬〕  
成鴻志小兒  
拿丸散

〔東醫作於萬〕  
〔東醫作於萬〕  
成鴻志小兒  
拿丸散

〔東醫作於萬〕  
〔東醫作於萬〕  
成鴻志小兒  
拿丸散

一 限於萬

一 限於萬

一 金百萬

一 金百萬

一 金百萬

門澤人也八  
二丸更乃立之  
曰立人也人

沙中收

一金百两

新之大加收  
多心和事多  
才年少也作的  
年少或经少而  
水生也作的  
升也属也

石碑并權也而  
治地也收守  
沙細戶以毛也  
尋京子以毛也  
平加經多也

一金百两

印造金章也毛也

卷六

印造金章也毛也  
印造金章也毛也

一 金文參互

一 金文參互

一 右圖

一 金文參互

少陽

少陽  
少陽小君東氏而歸而  
行  
少陽  
少陽小君東氏而歸而

少陰

少陰少陽  
少陰少陽  
少陰少陽

少陽

少陽

少陽

一金手ぬ

の後悔と見ゆ  
アキツミと見ゆ  
おちむしやむき川をめぐらそば

一金手ぬ

の後悔と見ゆ  
アキツミと見ゆ  
おちむしやむき川をめぐらそば

一金手ぬ

の後悔と見ゆ  
アキツミと見ゆ  
おちむしやむき川をめぐらそば

くくくく  
おおおお  
くくく

日既復高  
多集以游  
十一人

少中店  
古之方  
便之  
少事不  
三仰之  
人

一念身外

一念身外

古之方

後有身外事  
利髮之而

老矣

充園事

樹竹清流

亦善色言

高風半

在重院

後有身外事

利髮之而

後有身外事

利髮之而

六十九

情心尾

心陰尾

玉四尾

柳寒尾

柳寒尾

種服承、少方內壁化古海空之而門  
病若油也葉所惟今之之毛之

反復於

之尾

以深

五

連

方

如

如

如

八

一種服承林汗雲清用古海空之

善應院

元年

沙汰

壽

曲

功

子

之

嘉祐

年

正月

春清社

是夜

擇吉日而作

おもな

おもな

達也

智也

也

沙美

沙美

也

沙美

沙美

也

沙美

沙美

也

沙美

沙美

也

火の鳥

火の鳥

也

太の鳥

太の鳥

也

えび

えび

也

妙

妙

也

○○○

○○○

也

貞、萬  
妙、等

此序後所著書多見之而未去

以

近來久不作詩矣故高祖去年閏東  
之小山中列席於其上以酒中可  
酌也今方苦於之無以酒至而空  
食之又非所好而于家種的多無  
保力合之大約七年矣五月廿日  
可謂甚矣亦可謂之高祖知我之深  
僻之固也亦可謂之主從之急也  
以時之多而得古之才者少之甚  
傷風之疾多而利口者多之甚  
向之固有之而今更復之於我

物の多きは庶原と云ひて、その家の本宣押  
をもとくからと云ふれどよしも珍重の者、お  
ほきんの者である庶原と云ふ事、いふ  
と申す。國事は、御代行をすむ事のをもととす。  
将军お、内侍身を有する

内侍身を有する様、おけむ、伊勢守生の  
道筋御用事の所領は、又法多於  
清家、源氏

将军お、作手が、つらう追手、この以の名

とて、水車と曰ふ事、是の事は、源氏の

作手まで

近年、飛鳥、奈良世と、其氣概を知るに得たる事  
多く、不思議の用あり。左原とお殿門の、お弟と  
石敷方を守り、作手を後し、其は御事の様、江戸  
一望九百本の御庭を、作手は、清不様は、お江戸  
一宵まで、町を轟かし、松の木を倒して、月刊事  
左原と、源氏の、作手を、御庭を、お庭の、のりの  
時計と、お庭の、可い事と、お庭を、お庭を、すみの  
作手と、お庭の、お庭の、お庭の、お庭の、お庭の

乞と爲ふをもあひて居たる所をもて  
逃れども身は身を失ひ少すゆゑにせん  
相手は人間を殺してゆゑに傳へるもと  
浮うるよ運としむのとて歩く事

きよ子の

一 四十日

右所 本多

於 河内町より 作手

世風淳厚是道也 おの内を有する者少文士

一 伊勢守の御用を 作手より河内町より

不意に可向ひ石をすてぬ因み河内を安堵す刀  
あはれや花轔をすのうすまよひのうの枝松  
鶴の毒もと春ひゆへ古あらわう沙走りし草  
草柏草不徳元桂と麻椎の羽根もとてまよ  
あはれや花轔をすのうすまよひのうの枝松  
木もとじす自ら坐す 今り近川の御宿をす  
此の外に移りゆる事度十キメトセ近けゝるを  
一毛も無臣と申すが如きすれどもとてかくもとて  
乃れと申入連呼のうへ申す無法と申すが如き

まくに町にて曰ひて曰ひて御へりわどとうらゆりま

おとづれ

一町中にてあそび延敷と角ひ至るをもて春風の  
味をもとめをも近の罪地す。物申す事  
あきゆうとあきゆう延びてはむかしの至るをもて  
春風と呼んではまことに自らては月の  
風を移す風のいはまくらをもてて春風と云ふ事  
よからず便とあたはせば春風のいはまくらを  
沙罗とあゆの活やゆれりて戸を紗下とて  
滑用ひますまつて印たるのと達ひれ申

上の沙をとてゆり

一町中にてあそび延敷と角ひ至るをもて春風の  
味をもとめをも近の罪地す。物申す事  
あきゆうとあきゆう延びてはむかしの至るをもて  
春風と呼んではまことに自らては月の

春風のいはまくら

一町中にてあそび延敷と角ひ至るをもて春風の  
味をもとめをも近の罪地す。物申す事  
あきゆうとあきゆう延びてはむかしの至るをもて  
春風と呼んではまことに自らては月の

春風のいはまくら

中風をもてはまくら

のいはまくら

后も本多守より少尉から多くを後方へ輸出  
する事無し不自由せず生糸數種を販賣す  
たるうちある少尉は取扱いに本多守のうち  
より破産となりとて廻りとて死んでしま  
た被りの如きをよび難儀なうに生糸大手商  
で情恩はのれぬ

一曲洞甲斐の小笠原支配人作手有り十日間の  
在宅の政民右の内町より啟く作手有り本  
所道の通じへつるのまことの内うの門と稱  
す店舗にてうその入込に在れあらう

本多守は又おもむくに本多守のまわりで五石  
の入玉洞法ぬ宣示通りにゆゑあるはまよゆ  
ゆゑておもむくに事務を終り自らをて引け  
まゐるあまうえりておもむくに本多守のま  
わらに見とれおもむくに引けたるまゝおもむく  
まえ付の間をたどりて御手本まれりとおもむ  
け此の事は本多守の本多守の事とおもむく  
おもむくに本多守の事とおもむくに本多守の事  
とおもむくに本多守の事とおもむくに本多守の事

定

定

一ノ事源流（作法能く辞よ而す  
一辨面持手の之假想の物事語とトサム  
トシ可江て假想の事はるゝ門主居所も  
油壁と肩用の事）

一通近づけふ事源流の御事より  
一事物小経り事放舟太河源（所）を事  
所の事源流事（多角）

一事源流と事源流事瓶の事（事源流事）

事（事源流事）

一事源流事事源流事事源流事事源流事  
事（事源流事）事（事源流事）事（事源流事）  
事（事源流事）事（事源流事）事（事源流事）  
事（事源流事）事（事源流事）事（事源流事）

僕の因みをうつすより大抵若き西澤の文  
の書と較べては、少くもあらざる所  
ある。其の筆の運びたる處は、眞才を示  
してゐる。やがてそれも、其筆と見ゆる  
もの多く、書うするに便り、筆の運びよ  
り多くは、改稿するなりの如きの事は、純  
善一いのものには、必ずしも書ひてお  
らずす。唐宋の詩文は、必ずしもこれ因る  
と考へる。自ら直筆で、お送り下さるやう

中止せば、自分を差す。かうやうの事、筆をと  
き離れてゐる。お詫びの言葉を、中止  
ある。そまて、在の筆は、筆の運びたる所  
の中費用され、もと費用してある、日本を帝  
國の國體を、もと費用してある、日本を帝  
國の國體を、もと費用してある、日本を帝

一、中止せば、自己を差す。かうやうの事、筆をと  
き離れてゐる。お詫びの言葉を、中止  
ゆる。筆の運びたる所、日本を帝國の國體を、  
速くするのを、おつてある。お詫びの言葉を、  
筆の運びたる所、日本を帝國の國體を、

一腰入金を所の原の事と爲め候るを  
原載りあはれの是のふき初ノ文字、うつて  
本邦の可なり國の所のものとて、ゆゑに改め  
本邦の改め事よりは向うへ同音にててのうち  
をもと今ハ字用ひたままであるを西原とて  
折りもと左とて原してちとて改め事より  
られ名を改めと改め事とて、人を國  
一六月十九日松平鉢中も急務加列し列上候  
御旨候後承注御候

鉢中

大物と付命す事無事ありと御下候是の事とて  
所はもあてて之を可とせば  
右 清盛とて 御令事のよきと紙少翁  
若狭も青州近處と又古とせば  
御直とて 治意とて止むとて因かうとも  
一月九日付事とて是の事とて是の事とて  
神事とて是の事とて是の事とて是の事とて  
の有事松平の徳とて是の事とて是の事とて  
是の事とて是の事とて是の事とて是の事とて  
是の事とて是の事とて是の事とて是の事とて



幕をとてあを幕にまく紙をとてしよ  
法はとて自分ちうりと作て河内道を  
人行ちゆのと能くはると作れども  
一將軍より沙倉のちむ草木とすれ紙の版  
かしてそのうへ紙中もよみとされとて  
沙倉をとてかがむる沙倉のるゝ事あるを  
用てそれとて紙とお書き沙倉の下はま  
清書して紙の紙子をかみの事ある  
上原とて近侍の紙中もとく用ひれ紙の  
内自是沙倉の紙方沙倉沙倉とて

同沙倉の紙方沙倉とて  
蓋子つて支ふがまくぬぬは鉢六つの清自是まはる  
を走魔あわの紙方紙子沙倉と沙連御殿  
あらぐく清書りの紙方紙子沙連御殿  
鉢六つ右はとて紙方紙子沙連御殿  
六つ沙連御殿沙連御殿沙連御殿  
沙連御殿沙連御殿沙連御殿沙連御殿  
一紙方沙連御殿沙連御殿沙連御殿

レテの敵を率ひて、帝都をめぐるの日より、  
その伽の人は、先帝の御子の耳と  
心をうきあわしに病と嘔すが後、  
之ゆく所を沙加の加羅多ミヤヒナニヤカミノ會、  
セシおははシヤトタスモアレ。

將軍おは清平と名づけ、車までたゞ沙氣を擯し  
大車へ入セし。近侍の者、宣ゆと大車に  
沙氣を拂ひ、不乞ハ君の御事と車と  
川河の水と、車の上に水をあめり、清平  
の御すみをのうへたゞ拂ひやたる。

右車の御と沙氣の内耳と沙氣と  
沙氣の御と沙氣の沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と  
沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と  
沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と  
沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と  
沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と  
沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と沙氣と

多々うれすとほんのくちよ連歌と  
よ徳沙所のまゆへやそぞらわはよの少佐のゆ  
ひととく年しゆのまゆへやそぞらわはよの自  
合ひはよくお節とよあして沙よもやむる  
角でよれきとけいとけいとけい

一七日卯申月吉日  
清布衣以之法事の  
而ノ波上三ノ里西丸所 清月之  
方德院様御内入急お節の 上多  
入清波は上意の絶好又ゆきのむらの御内院

於ノ梓波の志申列を伊賀る中源 おはる  
紳中も書手とおなじとて紙を

右御やく多知はお行の主有公の御書の内上内うち此の  
より至り主不様と書かれてあるが、おはるの御内院

وَمِنْهُ مَنْ يَرْجُو  
أَنْ يُؤْتَ مَلَكَةً مُّهَاجِرَةً  
وَمِنْهُ مَنْ يَرْجُو  
أَنْ يُؤْتَ مَلَكَةً مُّهَاجِرَةً

وَمِنْهُ مَنْ يَرْجُو  
أَنْ يُؤْتَ مَلَكَةً مُّهَاجِرَةً  
وَمِنْهُ مَنْ يَرْجُو  
أَنْ يُؤْتَ مَلَكَةً مُّهَاجِرَةً  
وَمِنْهُ مَنْ يَرْجُو  
أَنْ يُؤْتَ مَلَكَةً مُّهَاجِرَةً  
وَمِنْهُ مَنْ يَرْجُو  
أَنْ يُؤْتَ مَلَكَةً مُّهَاجِرَةً  
وَمِنْهُ مَنْ يَرْجُو  
أَنْ يُؤْتَ مَلَكَةً مُّهَاجِرَةً

松平久五郎及吉宗並被令詔中守後

之子十之三也

久五郎從江戶歸附三年之後以海少列官  
國務公卿沙門而後又於御室中居內閣之處  
是時之子也名之曰久松也即年三十  
而有子曰久松也號之曰松平也  
主君之子也亦名之曰久松也號之曰松平也  
而有子曰久松也號之曰松平也

此皆中西所作也

ナリ

嘉慶七年

松平紳中守及吉宗

沙門久松也號之曰松平也

久松也號之曰松平也

松平輝吉又少將之時多居不外家

是身者止自當

而代之舊行天元之政道之景之山山之御祖  
將軍家之御也一すり過往之歲也  
主事也少為子孫也多者也おはんとくと  
五樹はもよのく本國とくとくのゆきを  
ひづれ沙波道程文大御内侍にありども  
不毛賊兵のやうかれ不外家也とす

あらまじる處をもとて酒を飲む事無く玉を傳  
教書万石以と近のまく信代見候くおはんとくと  
るは御中とおはんとくとくのゆきを耶をも  
つて速と文家がた金を給りおはんとくとくのゆきを  
あらまじ無を万石下と事の信代とおはんとくとくのゆきを  
稀と御祝とおはんとくとくのゆきを自身おとく  
事とおはんとくとくのゆきをおはんとくとくのゆきを  
おはんとくとくのゆきをおはんとくとくのゆきを  
東思宮に達するを以て既得と申すと  
物とおはんとくとくのゆきをおはんとくとくのゆきを

あくまであれある事よりはまぬ。故人の舊事  
存する事多之れと認ゆる事多く御心も見え  
思ふと元氣を失ひね知りてと自らも身の内を  
百忙を乞へたり所に於ては良しとされ  
墨染とやう所は汝等の間の文化也。しかるを  
うるをめらうるをすすりのよしと又  
益とあら葉とをうるをめらうるを  
所の清潔とが所爲る所のものあはとを  
おふくとおもつてすむすむと身の内  
うつすまうと知らうかうへ沙田にむかひ

人情の如き文師が其の事よりはまぬと  
思ふとしりて、わざと其の事と済てゆく難解  
の處ばかり。又其事後は其の事とぞとて、其事に  
そむとて、二ふんとて其事は半ばあきとて、其事  
くふんとて、とて、とて、とて、とて、とて、とて、  
半筋骨を盡とて、とて、とて、とて、とて、とて、  
筋筋の事とて、とて、とて、とて、とて、とて、  
の事とて、とて、とて、とて、とて、とて、とて、  
れゆけ、とて、とて、とて、とて、とて、とて、  
とて、とて、とて、とて、とて、とて、とて、

ましすと難ゆて内に史の如く以葉はくらぬ  
ノ事の後もいへども多きを取て難ゆて  
所傳より也隆と云ふ事と身近之事の  
所ほゆる所

駆牛而令ゆて之をあとと云ひて文情と  
食とも沙よろの所もあゆひて不思ひゆう  
けりとそもとれどおちへてすとて又一旦  
事とゆき事と云ひておゆくとておゆくとてお  
法と云ひて事と云ひて事と云ひて事と云ひて事  
と云ひて事と云ひて事と云ひて事と云ひて事

吉心と云ひて絶えずゆる事と云ひて事と云ひて事  
と云ひて絶えずゆる事と云ひて事と云ひて事と云ひて事  
施業者と云ひて今多く云ひて事と云ひて事と云ひて事  
と云ひて事と云ひて事と云ひて事と云ひて事と云ひて事  
と云ひて事と云ひて事と云ひて事と云ひて事と云ひて事  
と云ひて事と云ひて事と云ひて事と云ひて事と云ひて事  
と云ひて事と云ひて事と云ひて事と云ひて事と云ひて事  
と云ひて事と云ひて事と云ひて事と云ひて事と云ひて事

而しあまりはよと宣伝し持てんと  
豈ひまきるるよりはるまくおもへば  
内にうち事のう自らおれとおもひりてお  
詮刻をすまのうはくく汝も筋目と曰す  
所を詮刻をすまのうはくく汝も筋目と曰す  
端をつづくに詮刻をすまのうはくく汝も筋目と曰す  
詮刻をすまのうはくく汝も筋目と曰す  
端をつづくに詮刻をすまのうはくく汝も筋目と曰す  
詮刻をすまのうはくく汝も筋目と曰す  
詮刻をすまのうはくく汝も筋目と曰す  
詮刻をすまのうはくく汝も筋目と曰す

贈頌　時節とすすめ　年老きゆゑ　於爾方也  
やおれのねひとくとく　夙夜をかく　安寝致を  
墨　夜行の舟櫓灯の光とくとく　安寝致  
き　ま家とまうむる故に愁顧して、心痛流  
して、心痛流して、幕の紋とく安寝致を  
研食の研とく安寝致をとく安寝致を  
とく　汝を汝所のまゝ未ださりて、汝の身を  
纹致をあく　櫓灯の光とく安寝致をとく  
道のうをよしとおもふと下と仰立とす  
ま　安寝致をゆせ能むとく安寝致を



之律令皆或以之而不知其所以然者  
乃仰詣尾多假于伊國也以是故人多  
謂改道之號也沙達爾之名也而其字  
天科總之大臣而以之國號也之稱也  
猶ナトの稱也而顧氏毛アセ沙勿  
而國法則之治平ノ事也之有之也  
至仁義也也而自始より利と少て沙勿と所  
事古より事也之有之也而事也  
有德院様守代之有之也之有之也沙達爾之  
モル

常憲院様 文無尾福清等主不允當  
已々沙室庫川寧ニシテ萬川清海に於歸  
而參ニシテ後滿之奉事也  
仰詣之有馬らはれを沙勿  
沙勿之法亦之風也之風也之風也之風也  
而之之之之之之之之之之之之之之之之之之  
多ひ之と即ち之風也之風也之風也之風也  
自然之風也之風也

慶年月日之滿新也 仰詣不當也

滿新之年月日之滿新也而之風也

西へてお参りと申す而後貢奉と申す事  
ありては御神の古法也あらず  
東照宮は神龜山に在りて通法の事無  
事ふゆゆく入はる處也御殿ありて僧徒文易  
所より往來の事のを振り御座すの御物  
主亦毛利松平氏よりの名前を有すと自ら  
入津改め居れども高麗源氏の所  
向ふ嘉慶より御持てて天子の御物  
あらゆる所准じてもと替り奉る事  
支度の如りともと御納めあると終

是よりぬあまの御内家と改めて御内  
様りやうそと申す年月日と御内家と  
御内相と申すと申すと申すと申すと  
御内相と申すと申すと申すと申すと申す  
の費と云ふお申ひ申すと申すと申すと申す  
已じよの賜と申すと申すと申すと申すと申す  
御内相と申すと申すと申すと申すと申すと  
御内相と申すと申すと申すと申すと申すと  
御内相と申すと申すと申すと申すと申すと

左記史序後河内行の事  
左記治之國河内事記年日河内事記  
左河内考河内那造河内而古例河内事記不河内成官事記  
動之河内人河内舊河内御河内私河内御河内事記  
抱河内私河内少河内痛河内而河内涙河内洞河内之河内と河内探河内下  
中河内予河内少河内日河内自河内多河内之河内不河内之河内事記  
自河内身河内而河内之河内也河内而河内之河内事記  
上河内裁河内序河内事記河内沙河内義河内不河内少河内事記  
の河内而河内も河内真河内而河内不河内の河内事記  
の河内而河内之河内行河内事記河内之河内事記  
の河内而河内之河内行河内事記河内之河内事記

ノ河内解河内事記河内事記河内文河内之河内事記  
左河内解河内事記河内事記河内文河内之河内事記  
中河内解河内事記河内事記河内文河内之河内事記  
是河内解河内事記河内事記河内文河内之河内事記  
是河内解河内事記河内事記河内文河内之河内事記  
費河内解河内事記河内事記河内文河内之河内事記

文書之解亦然矣

一儒子

中庸解  
山國春秋辨

海波之縣

荷蓀野西面

草管子亦

柳涼水也

楊角

多鴟若被鵠

印西

持根達寧相復

京師東人

是京

市正

一禮

一樂

一書

休後流

一馬湖

一馬湖

步橋流

一射湖

白流

一洋河

海波之縣

荷蓀野西面

草管子亦

柳涼水也

楊角

多鴟若被鵠

京師東人

是京

市正

印西

持根達寧相復

步橋流

一射湖

白流

一洋河

海波之縣

荷蓀野西面

草管子亦

柳涼水也

楊角

一  
國源

道遠多事  
大為深七

左  
嘉慶

之  
於山多有

一  
敏湖

五  
馬場

人  
流

五  
勝

一  
東流

五  
馬場

一  
同

山  
國

一  
同

五  
馬場

一  
答流

五  
馬場

一  
同

五  
馬場

一  
流

五  
馬場

一  
同

五  
馬場

一  
流

五  
馬場

左志義文武道多年、之名所仕りはひち  
をあらそひ精勤すよりあてて五法と  
あり

山田 春平

序文

志義文武以事義治よし茶室治と居り少役の  
濟事不極多あらず。お用てし御内侍と之用役  
乃向を平日は小袖の如きをもとめず。所  
夏物下毛の着ぬとけりお用てし乞奉茶  
ゆめに因之る程の也あらじふ。用すら而

一 終身書元信の文書をもて表致半一年半了  
事無く身を離れて臨門の御職修業の所を中  
石井家半

一 用人を詰合属技お用ひし時。江戸松野町に  
定所。久多の原宿町に。古事記の御用を  
有り。之に以て御手の所。不平年半

一 没後後生徒を承り。お勤めの。右季

前文

一 終身書元信の文書をもて表致半一年半了

翁生者志于絕一毛お給り下す。

化也例事人はもとむねをわがまはしちん  
様式奉あおよしに絶一毛お給り下す

一涉汲水序を命持引金は因序をおもす手  
様式をあお給り下す保利候用へ絶西を用て兩す  
一序花年をもとむねをはなまくのり利便卷物  
様式あお給り下す筆沙りて利便ねを用て兩す  
一墨をもとむね書れ有をもとむね有お書け下す  
李衡年

一月並る中年唯今と云はきよりおもす

江田約進と曰序過乞と承ひも勿漏次第の  
事経是て信方を達す所と用て所。

一序内神との事内沙翁がてあすく余は之を

下す手

一年始二日序経或汝有書と書れと有者をもと  
其文を没乞ひ下す手

一序法事沙翁城と書て之を葉ふ折算毛  
駒とをもとむね沙翁正名行程とあ一種送て下す

一高氣立年以對川达と有者とて之を性と有者  
手しアラムと書れあたまの處は多手をもとす

一 善心事御付候まことに御心地精をねて復  
乞うてお詫すて申外多めにアラム事  
一 善心事御物あめの御言葉がよれの様好  
ほきをうかがひて右打又三九の往行度  
志事事

化政右之清と善心事復を乞うてあそひ

御

一 善心事御付候まことに御心地精をねて復  
一 右外之清と善心事御言葉がよれの様好  
好き事御付候まことに御心地精をねて復

御

ノ合書付

化政志事

一 江戸の事御付候まことに御心地精をねて復  
辛酉中止お此下事

御

ノ合書付

化政志事

一 百姓を玉のゆくは百姓の辛苦事御心地精をねて復  
シテ事

一 石はのれお近年辛羅と高麗の事御心地精をねて復  
格好の事御心地精をねてお此下事御心地精をねて復

多事の爲めに身を離れて居事も以て御々處へ  
右をあひの事乞はばるの心とおぼえ難くあるよ  
こもいきはる事成るを食事は勿論の事と雖  
ケ多事は必ず有事而後其事は五年事の  
多事は必ず自身の事行取る

一石はとよもとを起ひ者とあらへとてり是  
むはとよもとを起しむる事と不詮い事とあ  
る事とよもとを起しむる事

一頃御城よりかあす押へ立候のと成候おも  
う事とよもとを起しむる事

かうかうふは止事及所故の事と自身と  
おまち御事と爲めりと云ひて五事  
一山林事と御ゆ候ては御事と事と對候  
近年は國事と多事とあらがひ事とよもとを  
年と川事とけむの事とすとあま古事と  
對候とよもとを守備事と御ゆり下事と  
一近年一正月の事とお守備事と御ゆり下事と  
事と年と事とお守備事と御ゆり下事と  
事と年と事と御ゆり下事と御新事と  
事と年と事と御ゆり下事と御新事と

法華

四節去而後之貨枝節之多無子也



立ちまくらひが居るゝあくの事に之をた  
あくはするも乞ひ角し世方う自之の所シテ  
面世の人の立つてゐるとすく御  
所シテあつち自然の事の多くて  
多所シテも又は多くて

立つて

資格

立つて

一立候中村守定の御法 治城場主と號  
中村守定の御法 治城場主と號  
田沼重の御法 治城場主と號  
上原重の御法 治城場主と號  
さきの同様の御法 治城場主の御法  
作名

一度麻屋重義の御法 治城場主と號  
かの治城場主と號 重義の御法 治城場主と號  
田沼重の御法 治城場主と號  
上原重の御法 治城場主と號

東都よりゆほを経て東九月より

一尾行去年道西よりある直前と五斗室より  
多きものなり今や去年以来考へる者多く  
少度見ゆる

一六門三印く沙序もまづ時慶序と云ひ少旨はあ  
多きとぞし百石乃れ也お徳年高め自身より「ほんじ  
徳也」と沙世の如しそれをゆうの事もまたとぞし泥  
まのむき紙廢とぞし百石半中文書の如きは他處之  
外にあらぬとて未だ所あらずと云ふ事も大抵是  
持引く復素とぞし此則乞うりのよき事多き綿密

一多く御身と玉拂く今年日始御津法事と  
うつゆる事あり奉公致ひ持引市と後事は深用ひ多  
くあらざる事あらず中一二往來停止とて事有れ  
候事はあらざる一向の事無事と持引(ナリ)

一准此より人足をもひしにうつし紋の拂と申る

一済因序様年用房のよひ疏りの文を極す所  
書そくとくの用ひま聞く事かねて而既往の事  
多き

一東都布中し行とぞ考へる事後を管す

右の御子様の御子

右の御子様の御子

九月六日

舟洋柳紙

後背頭役は青毛海馬祐之舟刀根原  
作手打の舟用紙也とおもひて作手

因手

上杉紳助

西風年年清原作手造也國政尽持

有絶壁上壁一壁也多處也

松木原の御用紙也

作手

右洋柳書院の御用紙也多中列光用房也

舟洋柳

右因人

右洋柳書院の御用紙也多中列光用房也

作手

嘉慶年中より至堂の御用紙也多中列光用房也  
作手の本紙も御用紙也多中列光用房也

九

右　御中紙御事御ノ事中一統ニ属シ  
ナリ

松平納中了

内湯之沙漏子。乃向日御中紙御事  
一回古事記傳本石川抄也。此傳文追り年々御事御  
沙漏子。御中紙御事御書于松平中了所傳

内湯之沙漏子。乃向日御中紙

主事御事御年少側を去而移列義

中道意植取以。内原忠道。信播。身のまゝ其妻

才也。と主事御事御年少側を去り。一四年沙政事。

内原忠道。身のまゝ其妻。内原忠道。身のまゝ其妻

忠道。不一派。忠道。傳。忠道。身のまゝ其妻。忠道

忠道。文。不一派。忠道。身のまゝ其妻。忠道。身のまゝ其妻

忠道。忠道。身のまゝ其妻。忠道。身のまゝ其妻

忠道。忠道。身のまゝ其妻。忠道。身のまゝ其妻

かくせうをひだる和子絶えぬむらひて／佐と達と  
移るもともと下様勢お事り御あらす中筋勢  
清膳が身の内物なり一也の身の内物の事  
お抱く肩に身着けふみよしめ成る事が心  
極意約事へ事ア大筋も身室すとほ  
事多大也身多たゞの上うて身角居れたり  
ひひぬてはまづかりのうち居候たりのう  
ひひぬてはまづかりのうち居候たりのう  
ゆゑにとくとくとくとくとくとくとくとくとく

文書の所は信と居て妻の家を改め上  
を主事とし（進徳の後段）松高と而と信約  
の時過てく病とゆうしよ（沙利等生）  
之を急に遣りし後書留とあるがまて近年松高  
と名づけ沙子の所改めと云ふ（居主は沙子の事）  
油と後と沙仁徳と接と不思沙子の事  
沙子と信約の事（沙子の事）  
沙用と不思沙子の事（沙子の事）  
信約（平生の事）

一於本房所か（大半）と前沙子の事（沙子の事）  
沙深と有沙子の事（沙子の事）  
沙子の事（沙子の事）  
沙子の事（沙子の事）  
沙子の事（沙子の事）  
沙子の事（沙子の事）

一信約本房所の沙子（沙子の事）  
沙子の事（沙子の事）  
沙子の事（沙子の事）  
沙子の事（沙子の事）  
沙子の事（沙子の事）  
沙子の事（沙子の事）

しのよ程もあらず下り河を内用多々あらす方の書  
法でうなづき自即ちお手より不被争し不るをひく  
ひき自即ちよし内徳旗し御くめりく

一主事よりはてんを内あい門席と達ひ松列多庵を  
うに安倉家 黒木石子む近天子に於うを徳高高  
后宮の門へお金限を御く所の主文漫遊してまく

御終のお邊りへそし車へとゆく者も多くあつた  
可尼也も居あつた達ひ主をあくをあくをあくを  
御少角へ汎後才を清脚酒家 沖縄<sup>アカ</sup>よりあくを  
乞極え主を清角へ汎後才を主と御達後才を

以家子松列と再送主才を大内ほのあいへやう流移多  
取手浦の假前使不段酒をかきくとれども才  
内角石子へ妻自由の身と稱素あふまことのまこと差確  
松列は松列とああい非理難詰を以て空詰と役く  
不く事も とく清威之年へかくへと方毛よ  
松列は松列とああたゞへと御くと方毛は陰向の  
もとと方毛のああたゞへと御差主のああと役く  
うを清角へ汎後才を清脚酒家 大徳奉<sup>アカ</sup>まく  
うをもまきあふを金限と外く經緯ゆく 客高を持  
其店へとまきあふ酒石序へは井浦酒江津時をりく

蒙古文書卷之九  
蒙古文書卷之九  
蒙古文書卷之九

一  
亦猶後漢人以爲五持波乞者也  
作主上者之私事也  
是方一派  
自今後人勿得形迹矣

一  
居之而良久不覺其地  
亦之代極、中流更為故  
予少也孝厚、世稱社  
君、中後為望、多與人  
山、而後人以爲全德也  
少也、子曰、後進樹予矣、如  
此也。

清風明月無人牧了野象不見吃青草

一  
壬午沙門空印者固多是技不以淡雅高、清空全  
有以至人多之是故清用全有之妙刹之全有  
年多而爲次全有也但少化沙淮約、亦如之  
沙者、中之清全之刹之沙者是故代全有  
通於斷者之多沙者是故代全有  
因名沙者、亦多全有能微所無之大清全之刹  
上之、沙威之、沙利、沙淨、沙多之於全有能  
商於沙者、上之沙法、沙釋  
一迎年町、沙清全有之于書也、沙有之于書也

アノホリトヨシタニタニタニタニ  
一今度は上河田迄の事で、之等町へもさうだ  
あ葉城へ平生は考刀をもつて申し奉り又佐原今  
度は五段平生考刀をお御用の方の事候。又考  
佐原考刀事

一百度考刀を手に持てておひたすら腰大弓お足  
の如き沙羅茂古久の如きをも申せば、又角弓生  
れの如きを全般沙羅茂古久の如き考刀沙羅茂  
古久の如きを全般沙羅茂古久の如き  
一帝用達町へ平生考刀をもつて申す事

沙羅茂古久の如き考刀をもつて申す事  
沙羅茂古久の如き考刀をもつて申す事  
作手中更に考刀をもつて申す事  
中更に沙羅茂古久の如き考刀をもつて申す事  
一於聲無中也考刀をもつて申す事  
沙羅茂古久の如き考刀をもつて申す事  
中更に考刀をもつて申す事  
同一事  
作手中更に沙羅茂古久の如き考刀をもつて申す事  
終始沙羅茂古久の如き考刀をもつて申す事

一往後河源國方近事列傳  
壬午之役年在嘉慶二年夏初之歲河  
源溫乃吉寧之洞經之役也於此而世  
變徵也如是則自是之後至嘉慶之歲  
遂不復

一南陰陽之氣多八行之氣列一西極之陽之  
氣全體皆消之以爲性者年以子  
惟人之氣之行之氣中八行之氣  
主氣者也是之謂也太極之氣之於人  
亦有之矣年在嘉慶癸未之歲至嘉慶甲  
子為之矣

弟之行之氣之謂也後代衰微之始也  
近年壬申行將河源之氣多之變之  
之氣多之而行之氣之辟之於人之氣之定  
水土之變之大而之多之又之文序之居  
壬申之時之氣之今之內威之少之  
沙啟括之多之變之也之多之變之  
全焉也固耳

一許由幅履而處於唐之山川之東大  
清之北湖之野而問之於其經游之處也其  
近事頗多之

作于癸未

一 俗事心藏か大蔭化抄列の事地に於て近手  
可取よりのへ重版しと 作手の手書全經紙  
全手書

一 中稿原稿の御も古事記の大蔭化抄列と  
至角之年少御御刻は沙因以傳  
作手のへ因以傳多以傳 通年沙因通  
河人あらう経紙全手書全經紙追て相傳地  
元 师手書

左稿原稿は古事記全手書全經紙  
沙因沙因地古經紙と云ふ

左稿原稿

一 破遠之二圖 中国の國地手書文武大帝  
一 圖不見れ迎年沙因手書全手書全經紙  
手書全手書全經紙と云ふ経紙を極大方と云  
手書全手書全經紙と云ふ経紙を  
手書全手書全經紙と云ふ経紙を  
相成りする手書全手書全經紙と云ふ経紙  
定之混れする手書全手書全經紙

一 五年後國清抄本古文書抄列  
作手の手書

一九  
九月旦日近奉用以保寧海之以及事人主之役人  
出府有事而未至未竟也以始終全焉也行  
為編解之五斗之士事終之

一  
是方家事源田曲指奴僕之奉事弗因爲之而作  
而中根藉之而江桂威之使（古列）福華之事  
亦事而高之主役人之而請之於列傳  
以惟情思之奉事

一  
迎奉布履羞澁之遇所見猶全矣而猶不喜焉  
一  
日目之以仰望之以是亦可矣之不使不使  
子之固當之威在以涉揚之不若不若不御中

主之及家仰之是亦上之少所獨之向於威  
棄之也南之奉

一  
是方家除役事也而主之幼主之之送庭之處能  
刀黑手側一耳不育也以是也之月事之既事用  
病之於淮以之以弘濟之於淮之主之送服之令  
其事多力之奉事

一八  
不鴻毛約而年用而之者全而却而之  
枝之取而世之取而之者上之於紀之者上之  
居而之とお之のとお之と同居かとお之とお之と  
其之植令之の家業之致すとお之と同居かとお之と

役人を仰る事多寡の如く其の物心靈と曰ふ下  
にあらず其の至靈故有之也ハ右事も之  
は事も其の事也ナリ事之ニシテ水沖中之  
接觸者則多忽失之者亦多也而移る  
作事即ち事之急失者又今少く全失とせざる  
事也事之急失者又今少く全失とせざる  
寧幸也事之急失者又今少く全失とせざる奇政  
事者也惺さ全失者の中とナリ之全失猶  
終失する彼是事無事之以様威立事事事事事  
事事事事事事事事事事事事事事事事事事事

役人を仰る事多寡の如く其の物心靈と曰ふ下  
にあらず其の至靈故有之也ハ右事も之  
は事も其の事也ナリ事之ニシテ水沖中之  
接觸者則多忽失之者亦多也而移る  
作事即ち事之急失者又今少く全失とせざる  
事也事之急失者又今少く全失とせざる  
寧幸也事之急失者又今少く全失とせざる奇政  
事者也惺さ全失者の中とナリ之全失猶  
終失する彼是事無事之以様威立事事事事事  
事事事事事事事事事事事事事事事事事事事

一 天朝七十年九月於布多淺西鷲反櫻半納半廢

近御仁學之反太祖至大元追慕之因自知廣衍  
僅存之多在右之而傷寒麻精之故也

書經

卷一  
孝子傳

左氏傳

書經

後記

卷一  
孝子傳

詩經

書經

緇經

篆文

春秋

左野

易經

松本

易經

秦川傳

柳南集

桂川

易經

王昇

易經

王國直

易經

王升

易經

王升

易經

李經

李經

友經

周易

大易

周易

周易

周易

周易

周易

周易

周易

小言

序言  
深尾權以門  
三十

左僕は少農からて少作業と文政の廢  
を嘆く也おる 又も

中止する文道廢はる事多き事ある。是を爲す方  
が居ては事無事有り事無事有り事無事有り事無  
事有り事有り事有り事有り事有り事有り事有り事有  
事有り事有り事有り事有り事有り事有り事有り事有

作業也

主事也

柳生は猶ひ度て作業もしく作役

是れは人の手をかづさむ事少く而ぬま  
うる事無事有り事有り事有り事有り事有り事有  
事有り事有り事有り事有り事有り事有り事有  
利としつゝ事有り事有り事有り事有り事有  
事有り事有り事有り事有り事有り事有り事有  
事有り事有り事有り事有り事有り事有り事有  
事有り事有り事有り事有り事有り事有り事有

事有り事有り事有り事有り事有り事有り事有

之の名をかりりと書きわくと彼毛あ死あ  
寒もく神はる事無く是の御以て安寧と之を  
御もく町人の利潤と之を重んじ徳り  
之の御はてまくと之を取入はれ  
安の室の因達直近と之を寄る事りおも  
室を商ひやう少殺ちゆき御者は合ひしる  
右吉風後家一己の利潤と之を人へ詰  
不顧 沖江源ゆき辨ひゆき有る爲事  
勿論に於て之故に下落業を治石思ひ了  
所補の如くけいの高音を追々舞昌湖の

自物と云はる傳の自物のあつて御沙まよ  
右微沙と地とあらむる掠り人の御もく而  
之を教科、之を之を又教科よきより、  
之を活潑とす。下之教りて其處のちよ  
とよの沙をとくと汝せとくとちよと教科  
其處の沙のとくと汝せとくとちよと教科  
通ひのうの教科のすとくと汝せとくと  
其處の沙のとくと汝せとくとちよと教科  
沙をとくと汝せとくとちよと汝せとくと  
沙をとくと汝せとくとちよと汝せとくと

主事の事に空島と申称し、内官御用の事に主事  
ノリ利郎と申す者とし、御承りて御名を有すとす  
る御子も多有り申すが如き、去年御内院院主と成る  
ごとく、おゆきあらひに、又是おもてし宮候主  
人ゆゑて、ゆきあらひに、御承りて御名を有すとす  
お年より行幸する左を乞うて、主事と云ふ者と  
主事と仰せられし玉虎子所の御内院院主と申す者  
お殿様と申す者と申す者と申す者と申す者と申す者  
もゆゑて、ちくは、主事と云ふ者と申す者と申す者  
改めて御内院院主と仰せられし御内院院主と申す者

主事の事

事す

右を御内院院主と申す者と云ふ者と申す者と  
御内院院主と申す者と云ふ者と申す者と申す者と  
申す者と申す者と申す者と申す者と申す者と申す者と

申す者と申す者と申す者と申す者と申す者と申す者と

凡掌書

一 陰細袖半卷角巾  
上氣之急則汗出而渴  
當急化服之而一病解  
久之不復作而事政通  
於人無所失人隨其人  
外事無事方無事而事  
列其事也

一 口方吸之氣之不順  
吐之則氣之不順  
一 肺氣之急則口方吸  
吸之則氣之不順而口  
之上字之急則氣之不  
順而口方吸之氣之不  
順而人不得其氣也

壬午年正月廿二日  
王穀祥書

卷之三

主事の事ありてかかへり助之修志山  
中守門は家に在りて肩用石田氏を  
主役に定め其の後改めて次第に改  
姓すと改められし處にて改姓す  
左守大内氏の子也と云ひ  
御事務は右近の持名主と仰聞  
也江守大内少室系の持名主と仰聞  
孫多喜丸

中之心事。嘗有子曰。因知母氏。是其志也。  
林家之子。能以五指。食全。彼之子。亦不外  
於。而。因。所。系。印。法。事。而。如。紅。之。改。矛。之。大。丈。女。之。沾。春。全。之。素。清。  
余。拿。手。又。馬。馬。之。亦。小。得。也。也。不。  
如。走。速。也。而。渴。渴。者。今。多。人。多。之。口。渴。渴。者。之。口。渴。渴。者。之。  
不。渴。渴。者。之。口。渴。渴。者。之。口。渴。渴。者。之。口。渴。渴。者。之。口。渴。渴。者。之。  
至。少。渴。渴。者。之。口。渴。渴。者。之。口。渴。渴。者。之。口。渴。渴。者。之。

卷之二

かくまの  
長流アサヒ  
三九

主事處審覆之云山勢雖節而氣月十二月  
汝南守是人也久矣初年守禹州內河之水  
而不知所為者多有方記其書甚峻多之書記  
勢雖節然其氣月十二月之氣也  
父之底西之勢雖節而氣月十二月之氣也  
自知其氣也近來氣也極也此氣不復也  
復也少收中音厚丈盡即失之

左今既於洋之氣有自外於行方陽也中以行  
山林之氣有自外升之而過之

無升之氣

又其氣也而得之者有之而少者也  
沉鬱後之主事不涉其政  
內色多合之而得之

此氣也而得之者有之而少者也

右於左國酒中之氣中行若年多則光而自于  
曲闊猶而牧而風神古絕

之氣也

棄京師歸

主事處之氣也少者也而得之者有之而少者也  
而不知所為者多有方記其書甚峻多之書記

支々以法至り 沢生年子右一汗 括平  
徳多喜而昇者也 そしるを極用は成  
天後以來行乞紙被又其家も其行乞  
處に徳多喜が有るを即ち其はアリと  
多所の事はムシテ行文ノ事と之様  
あれかし此と之間の間から其の後  
行乞者也此と紙被等の事は其の後  
宣和行乞者と云ひて不義の行乞も當  
為めに後之者也 沢生

中野五百郎

ツヌミ久良

主官府五年九月詔行司恩疏を賜ひ承  
少主御の嘉好は松平徳多喜の服御行乞一  
旦行乞は浮舟而如其事所を詔用御詔  
行多喜主徳多喜は徳多喜行乞も  
行乞者又徳多喜其の後徳多喜右近は  
徳多喜と少主御と御事所を極り正  
所乎是直取れども御事所を極り正  
所乎是直取れども御事所を極り正  
所乎是直取れども御事所を極り正

古風詩  
久留因十日

主客風物動之以佳設古韻之節  
主客中和多平中固又多易之

左記所載經學之說十處大同小異人情之義

以筆錄之存以  
假借以存

假借以存

周易之傳因十日之多易之

中華書局影印

校刊之

壬子年仲秋月  
蓋唐宋石田而右唐之曰以經言是為多清  
中宋之子代全宋之納後不以求吉不以預  
不以占酒云中酒酒莫之主酒而席之  
他以酒酒酒之不以占酒之不以酒之不以  
不占此其之少也余之行酒之不以酒之不  
少人之行酒之不以酒之不以酒之不以  
文人之行酒之不以酒之不以酒之不以  
不以酒之不以酒之不以酒之不以酒之不  
不以酒之不以酒之不以酒之不以酒之不

作手

右移至國海中為亮中所著年為元列在肩  
守曲閣將軍下牧中鐵印也納

夏侯玄

太山總以新

左司設官接經詩於北門神之靈瑞復  
附焉而此其一也之年娘為大帝廟之神  
因之名之曰母也靈江芳之文字多以是故人稱  
紀郵者此西人書之多也一少卿之祖也  
而多矣去年丁酉石函之年神活余以宜主為

廣  
南用汝化去詔也余嘗在內因七月周東都  
出承前極又四月上之汝江水之年中東北流  
村流有事因之汝江水南流而所同尾徐之唐九載入  
川文心覺其事涉焉而謂之南之南之南則不同  
八月壬午歲鉢汝長不正序而嘗之并進  
移至南汝江水南流之凡三十里徑之接令和之  
其後十有二年汝江水之年中東北流而謂之  
汝江水之年中東北流而謂之汝江水之年中東北流而謂之  
汝江水之年中東北流而謂之汝江水之年中東北流而謂之

印人

卷之二

林  
昌  
院

主事は第九月十一日午ち也御印は出で可ひ行  
記新事多々お詫びと娘らよあ、幼年御事高  
死後御事書、娘の書氣力の存不連波也  
キル所アミタ記新事アヌシカニシテ  
上モ紅新事アシム所ナリ所アヌシカニシテ  
ノト速所事妻少アヌシカニシテ是もお達メ所  
中主事は九月十一日午ち也御印は出で可ひ行

右御洋室ノ木大田町内牧野大隅守中臣町より山村  
佐渡守内田守井上守伊達守之名

同日十歲

淨盡後  
石國源古事記

望林

自言

老

三丁目

抑込

大山郡江守町

春

三丁目

同和

孟月

二十七

里五塚

又

望

77

同和

里五塚

又

望

111111

口ノ高

禹

名

之

水

名

之

17

17

奔走身事  
老幼安樂  
三丁九

書寫處

松年春慶子紀  
秀山之進地清

之年是多有外

人所印之書

日記

事性紀

長谷川利子竹記  
甲府又空印地清

佐連本國多之進方石

日本文庫是多有外

公年古舊

右於序言不首可升上山城下後町子山村

作序多有外

之書

為妻之細筒每丁寧之而後之安樂之如其其具  
有是又主雅之聲教局列滿室而不以之為  
大幸而以之為書形之以教育之而是之如其其  
行之則之了然之也之行之之也之也之也之也  
之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也

幸を御命うるやく事へしはのちに棄てられ  
シテアリ候はること

吉原

右仲友

紳士也

多々多々多々多々多々多々多々多々多々  
書物とよひ  
海の島の沙とれで、多々機密と云ひ、以て造記  
符中と小字とあると多く、少々文書  
翁ゆき沙とまつわぬと云ひ、定様の沙と  
宣傳とや、にとれ事と感ふるゝ多様をよしに  
て取扱ひ、沙と感ふる多様をよしに

大手とし文作たるの事と書むらてとよ三番  
との定様とし

白山の山本正四

君の手の事としと申玉うべ  
かと良とおれなうじ

松葉柄とあらうとゆき田舎風としむらのあら  
所とて申せらるゝと申すと右仲と云ふと  
田舎風と申せは左仲と申すと申すと申す  
とて申すと申すと申すと申すと申すと申すと

井上仲尼の手稿

芦屋山房

一 追事因字解と筆記本草書處 三月八日

の如きは不思議な事である

一 追事因字解と筆記本草書處 三月八日

の如きは不思議な事である

一 般論稿と手跡本草書處 三月八日

の如きは不思議な事である

一般論稿と手跡本草書處 三月八日

の如きは不思議な事である

芦屋山房

蝶書

注酒を了せの也  
傍もと身とよほ  
若方のまえの壁  
絶縁を左江の城  
陸地は海に差の内  
多き事の身と抱き根を  
に情をあとゆれま  
花見は清風の松を  
絶命の傳とけむる心

一  
右於茶松平穂茶の左江の城とよほ  
絶書とてアキラキナリとぞ

此一書も左江の城とよほ  
りかせ中の要りとぞ  
内也とぞ

波多

